

登別市中央地区まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 登別市新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設に伴う中央地区のまちづくりについて協議を行うため、登別市中央地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新庁舎建設後の現庁舎の跡地の利活用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中央地区のまちづくりに関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体に所属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人登別国際観光コンベンション協会
- (2) 登別商工会議所
- (3) 登別中央飲食店組合
- (4) 登別中央商店会
- (5) 協同組合登別中央ショッピングセンター
- (6) 北海道銀行
- (7) 室蘭信用金庫
- (8) らいば商店会
- (9) のぼりべつ元鬼協議会
- (10) 登別市市民自治推進委員会
- (11) 社会福祉法人登別市社会福祉協議会
- (12) 登別市連合町内会
- (13) 一般社団法人登別室蘭青年会議所
- (14) 日本工学院北海道専門学校
- (15) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める団体

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により決定し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の

後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、書面にて会議を開催することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。